

平成30年度 第2回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 平成30年10月26日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで
2. 開催場所 甲賀市役所別館1階 会議室101
3. 議 題 使用料改定についての検討
 - ①収支見込みについて
 - ②事業計画及び維持管理費用の削減について
 - ③使用料改定シミュレーションについて
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委員 福西義幸委員、森村秀紀委員、木村万百合委員、福井誠委員、
山川芳範委員、松下富男委員、黒田須賀子委員
以上7名

事務局 上下水道部 小嶋部長、立岡次長
下水道課 西田参事
上下水道総務課 大谷課長、北村課長補佐、西村課長補佐、
岡崎係長、中辻係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要 別紙のとおり

○出席委員数の報告

出席委員は7名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告。

事務局 (「使用料の改定についての検討」について、資料に基づき説明)

(質疑)

委員 農業集落排水については幹線に繋いで行くのが将来の方向性だと思うが、農業集落排水の使用料についてはどうなっているか。以前は公共下水と計算方法が違ったと思うが。

事務局 今は同じです。

委員 水道を使った量に応じてか。

事務局 そうです。

委員 使用料改定シミュレーションのなかで、世帯あたり700円ほど上げると1億ほどの年間収入があるということか。

事務局 大きな目安としてはそうです。

委員 世帯あたり700円利用料をアップするという事は、通常の下水の単価計算でいくと立米いくらになるのか。上水とは計算方法は違うのか。

事務局 汚水量でしょうか。

委員 汚水量によって1立米当たりの単価がなかったか。

事務局 今回の料金体系は、基本料金20立米までが基本料金という設定です。そこから累進制度になっていまして、段階的な体系です。

甲賀市の場合は合併以降このような形態ですが、最近の傾向は、基本料金を廃止している市町もあります。一軒あたりの使う量が少ないので、基本料金を超えて使用する超過分がかかる世帯が減ってきているからです。料金体系自体も見直す必要もあると考えています。当然使用水量等の状況に見合った体系にしていくことも一つの要素になると思います。

県の流域下水道も5年に1回見直しがありますので、そういったところも確認が必要と考えています。

委員 一世帯あたり下水に流している立米は平均でどのくらいになるのか。

事務局 直近では、2ヶ月で、平均40立米です。

委員 基本料金をなくすということは20立米よりも使っていない家庭の方が多いということか。

事務局 基本料金までの世帯の占める割合ですけれども、平成29年度で25、6%です。平成25年度では23%。年々節水機器の普及や、家族が少なくなつて、基本料金内で収まる世帯が増えている傾向です。

委員 16億のマイナスということだが、どこまでプラスに戻したら良いのか。基準か何かあるのか。

事務局 営業利益のマイナスですが、繰入金があつて黒字になります。一般会計か

らの繰入金ですが、総務省で示されている基準内は交付税の対象にもなり現時点では変更ありません。市独自のルールによる基準外に頼っている経営ではだめだということです。先ほど例を示しましたとおり、収益的収支で基準外は1億円ということになりますので、最低その分は料金収益でやっていくというのが一つの目安ということになります。

委員 700円アップすれば大体1億確保できるということか。

事務局 そうです。

委員 今までマイナスであって一般財源で補填してもらっているということだが、合併から一度も上がってないというのは何か理由があるのか。

事務局 合併以降、下水道事業についてはまだ建設途上ということもあり、不足する分は一般会計から繰り入れていました。

このような経営状況は、平成28年度から公営企業に移行したことで見えてきたということです。

委員 公営企業に移行するとなったとき、このくらいの赤字は当初から予定された赤字か、それとも想定外の数字か。

事務局 下水道事業については整備段階でありますし、平成27年度まで特別会計であり、その辺が見えてこなかったということもあるのですが、当然これまでからやっていけない状況というのはありました。

ただ、今収益的収支と資本的収支に分けたなかで、それがより顕著に見えてきたというような状況ではあります。また、今後に向けての計画を立てやすくなったのが企業会計に移行した良さであり、今後に生かしていくこととなります。

委員 この1億円アップする、世帯あたり700円というのは一度に上げていくのか、いつ頃予定しているのか、その詳細は検討段階か。

事務局 基準外繰入が減らされるという時期は明確にされていません。

料金改定の一つの要素として流域下水道の負担金の動向が大きく影響してきます。次の流域経営計画が平成33年度からですので、その辺りの時期です。どれだけの上げ幅かにもよりますし、それまでの決算状況をみてということになります。

ここ1年で基準外がこれ以上減るという話は今のところ出ていません。ただ基準外繰入を減らしていかないといけないという前提はあります。資料1ページのスケジュールのとおり、それぞれの時点の収支見込みに基づいて状況の報告をさせていただきますのでご意見をお願いしたいと考えています。

委員 あくまで料金改定は平成33年度ぐらいの予定ということか。

事務局 平成33年には上げないといけないかどうかの見きわめが必要になってくると思っています。

供用開始区域において出きる限りの水洗化促進を図っていくなかで、料金収入を上げていきたいという思いもありますが、それで賄えるかどうかと、農業集落排水の接続による経費削減効果も見たなかでの判断となります。

委員 消費税が上がるが、料金への転嫁はあるのか。

- 事務局 消費税分の改定は必要となります。
- 委員 2%分の改定であるが、消費税だけの転嫁でいくのか。
- 事務局 消費税だけです。
来年の10月の改定ということですので、周知期間も必要なことから3月議会には条例改正について上程する予定で考えております。
- 委員 水道料金もアップがあるのか。
- 事務局 消費税分がアップとなります。
水道料金は平成20年度と平成23年度に改定がありました。一度に上げますと負担が急に大きくなりすぎるとのご意見があり2回に分けた経緯がございますので、下水道の使用料改定にあたっては使用者への影響を見ながら段階的にあげるのかの検討も必要になってくると考えています。
- 委員 農業集落排水を公共下水道へ接続するということが、流域下水道へ流れる集落排水の汚水量を受け入れる体制の協議ができていますか。
- 事務局 まず事業認可が必要になります。貴生川と飯道寺は、前回の事業認可のときに拡大していますし、基本的には全体計画の中にはこの17施設が入っていますので、流域としてもOKです。
- 委員 貴生川が最初に農業集落排水から公共下水道へということだが、具体的に工事にかかる予定はいつになるのか。
- 事務局 貴生川は平成31年度の予定をしています。
- 委員 最近の大雨といった天候の状況によって、収支計画に影響があるのか。
- 事務局 確かに今大雨、台風で木が倒れ電気が切断されたといった災害は起きています。その他に、雨等の不明水が入ってきているというのがあります。それにつきましては順次不明水対策として、施設の老朽化に対応していこうとしていますし、現時点でも来年度予算で不明水対策をしていきます。
- 委員 最終的に平成31年7月の審議会でも3回目の使用料の検討になるというスケジュールの理解でよいか。
- 事務局 そうです。

○会議内容の公開又は非公開について

- 事務局 本日の、会議内容の公開、非公開についてであります。冒頭にも申し上げましたが、当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。
本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれてございませんので、全て公開とし、前回同様、議事録での発言者は個人名でなく、委員として公開させていただきます。